

第22回臨時会

南部町議会会議録

平成21年 5 月20日 開会
平成21年 5 月20日 閉会

南部町議会

第22回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号（5月20日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○提出議案提案理由の説明	4
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○閉会の宣告	16
○署名議員	19

第22回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成21年5月20日（水）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第59号 南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第60号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第61号 財産の取得について（学校給食配送用自動車 4台）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
18番	東 寿 一 君	19番	西 塚 芳 弥 君
20番	佐々木 由 治 君		

欠席議員（１名）

17番 佐々木 元 作 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場	宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
財 政 課 長	小萩沢	孝 一 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	庭 田	卓 夫 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
主 事	秋 葉 真 悟		

◎開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第22回南部町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

（午前10時06分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から本臨時会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。

本日招集されました第22回南部町議会臨時会の運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、決定事項をご報告いたします。本臨時会に付議されました事件は、町長提出議案3件でございます。よって、本臨時会の会期は本日5月20日の1日といたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において6番河門前正彦君、7番川井健雄君を指名いたします。

.....

◎会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日5月20日、1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

.....

◎諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

.....

◎提出議案提案理由説明

○議長（小笠原義弘君） 本臨時会の上程は、町長提出議案3件でございます。日程により議題といたします。

日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 本日招集の第22回南部町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には、何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、

厚く御礼を申し上げます。

提案理由の説明の前に、この度の新型インフルエンザに関する対応等について報告させていただきます。

4月下旬にメキシコで発生が確認されたH1N1型インフルエンザにつきましては、WHO世界保健機関において、4月27日には警戒レベルを「フェーズ4」に、さらに29日には「フェーズ5」に引き上げられ、5月19日までに、世界42の国・地域において10,000人を超える感染者と、78名の死亡が確認されております。

国におきましては、4月28日に新型インフルエンザに関する基本対処方針が決定され、地方公共団体に対し警戒態勢の強化等が指示されました。その後、5月8日にカナダから帰国した日本人男性が、新型インフルエンザに感染していることが判明し、19日現在では、近畿地方を中心に193名の国内での感染が確認されております。

その間、南部町におきましては、国からの情報収集に努めるとともに、5月1日には八戸保健所管内に「三八地域新型インフルエンザ対策協議会」を設置し、第1回目の会議を開催したほか、担当課内で連休中の緊急連絡体制確認会議を実施し、さらに、同日、インフルエンザ関連情報及び予防対策について町ホームページへ掲載し、住民の皆様にご注意を呼び掛けるなどの対応をとっております。

今のところ、町内及び八戸保健所管内では、感染者の報告はありませんが、国内全域への感染拡大が懸念されており、当地域での大流行にも対処できるよう、今後とも、国・県等からの情報に留意しつつ、保健所を初め医療機関、学校等関係機関と連携を図りながら、防護服等必要物資の備蓄を進めるほか、住民の皆様へ適時・的確な情報提供ができるよう連絡体制を整え、警戒態勢を強化しつつ、町民の皆様の安全・安心の確保及び町の公共サービスの継続に向けた取り組みを図ってまいりますので、議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件についてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

議案第59号、南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び、議案第60号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。景気悪化により民間企業における夏季一時金の大幅な減少が見込まれることから、青森県人事委員会が行った臨時勧告に伴い、今年6月に職員に支給する期末・勤勉手当の支給割合を臨時的に引き下げることとし、

これに併せて、本職、副町長及び教育長に支給される期末手当についても職員の例に倣い臨時的に引き下げを行うため、条例を改正するものであります。

次に、議案第 61 号、財産の取得についてであります。建設を進めております学校給食センターから町内各学校へ給食を配送する車両 4 台を購入する契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 59 号及び議案第 60 号につきましては、期末・勤勉手当の支給のための基準日が 6 月 1 日であり、その前に条例を改正する必要があるため、また、議案第 61 号につきましては、給食配送用車両は特殊な装備を要するため、完成に 3 カ月近くを要し、夏休み明けからの給食提供に間に合わせる必要があるため、急遽臨時議会を開催し、審議いただくこととなったものでありますので、議員各位には、ご理解の上、何とぞ原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第 5、議案第59号、南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第59号についてご説明をいたします。

町長、副町長、教育長に支給する平成21年6月の期末手当について、一般職の職員の例に倣い、支給割合を臨時的に引き下げるものであります。

次のページをお開き願います。第 1 条、南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正であり、第 2 条は、南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正です。同

じ内容ですので、一緒に説明します。

附則の改正をするもので、第2項の見出しとして平成21年6月に支給する期末手当の特例とし、第2項、平成21年6月に支給する期末手当の支給割合は、「100分の160」を「100分の145」とし、「100分の15」を減ずるものです。

なお、特別職の職員には、一般職の職員に支給する勤勉手当はなく、期末手当のみの支給でありますので申し添えます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 参考のために聞かせていただければありがたいですけど、「この改正によって当初の予定からいくと、総支給額がこれこれですよ。」「これによって、これぐらい下がりますよ。」という合計の金額がもしわかったらお知らせください。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 期末手当の支給につきましては、基本給プラス手当があって、それに役職加算が基準額になります。それに、支給割を乗じて計算するわけですけども、総額までは手元にはないですが、この影響による数字は調べてまいりました。町長、副町長、教育長で45万ほどになります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） すいません。ついでですから次の案件になるんでしょうけども、職員の給与の方も大体、大まかなところをお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 職員につきましては、およそ2,400万ほどになります。影響額であります。総額で。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。川守田稔君

○13番（川守田稔君） この件に関しては、職員の給与に対して人事院の勧告があったわけですよ。そうしますとですね、今上程されているこの議案についてはですね、何で町長、副町長、教育長までですか。本来であれば、町長であれば4年に1回の改選があって、明らかにですね職員と、町長、副町長、教育長等々は地方自治体における身分の扱いが違うんだと思うんですが、職員の報酬に手を付け、三役の報酬に手を付け、そうなれば結局ですね議員の方も付けなければならないんじゃないかなという素朴な疑問であります、これはどのように考えればよろしいんでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） お答え申し上げます。

基本的には職員を基準にして考えていくわけですが、それに伴いまして、特別職、町長、副町長、教育長もありますし、また、議員の皆様もありますけども、ただ、同様な準じた扱い方をしておりますが、基本的な報酬なり給与が別枠で決定されておりますので、それに今度は期末手当とか手当という別枠で設定されておりますのでそのように受け止めてございます。

○13番（川守田稔君） 別枠ですか。

○総務課長（坂本勝二君） 給料の基本額が町長は町長、副町長、教育長で決まっているわけです。議員さんについては、その町村自治体によっては基本額が違いますけども、そのように設定しておりますので、今度は手当の方は、それを極端に違いがないような運用の仕方をしております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） よくわからないんですけどもいいです。何もあの議員としてのですね報酬を減らしてほしいという意図で言ってるわけではありませんですが、何かこう人事案勧告があったりするとそれに直接連結するのは、町長及び三役みたいな。今までもそういう印象があったもんですから、多分そうなんだと思うんですよ。そのような経緯だと思うんですが、ちょっとした疑問でしたのでありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第6、議案第60号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第60号について説明いたします。

職員に支給する平成21年6月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を臨時的に引き下げるものがあります。

次のページをお開き願います。附則の改正をするもので、第16項の見出しとして平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例とし、第16項、平成21年6月に職員に支給する期末手当の引き割合は、「100分の140」を「100分の125」とし、「100分の15」を減ずるものです。

勤勉手当については、「100分の72.5」を「100分の67.5」とし、「100分の5」を減ずるものです。

この改正では、医療職給料表（1）の適用を受ける職員である医師は除くものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 南部町職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を臨時的に引き下げるということでありますが、ある職員の給料を例に具体的な数字を挙げて説明していただきたいと思っています。

また、青森県人事委員会勧告や人事院勧告は、職員の立場に立った勧告を行っていると考えられますか。

また、臨時的とはどういう取り扱いをなさるのでしょうか。質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 単純に計算いたしますと、給料30万の職員ですと給料プラス、これは扶養手当が加算されますが、例えばお一人扶養者が配偶者といたしますと1万円ですが、31万円。それに期末手当が1.5ですね。勤勉手当が100分の合わせて20ですので、0.2カ月分を掛けますと6万円。31万ですと6万2,000円という影響が出てきます。

ですから、その給料の額によっていきますけども、一人ずつの計算になりますとそういう数字になります。

以上です。

○12番（立花寛子君） 臨時的というのは。

○総務課長（坂本勝二君） 0.2という数字で申し上げましたけども、「100分の15」と「100分の5」で「100分の20」ということになりますので、給料の2割減ということで考えていただければと思います。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） このやり方は6月だけに当てはまるのか、12月も加えられるのか、臨時的という説明がありましたけども、今一回限りのやり方なのかどのように考えておられるでしょうか。

私は、この人事院勧告は、今はもう尊重されるという立場から離れて、公務員の皆さんの給料を縛る勧告になっているのじゃないかなと考えていますけども、こういうやり方を行っていきますと、ますます民間の給料も引き下げられていくし、ただでさえ労働者のおかれている立場が派遣切りなどに象徴されるように職を失う人も増え、また、加算の問題では母子加算廃止などが大きな問題になっているわけですが、ますます生活が成り立たない状況を作るばかりではないでしょうか。

町職員の手当などの引き下げは、一時的とはいえ、やめるべきではないかと思います。こういうやり方をすると、ますます不況が深まるばかりではないでしょうか。どのようにお考えになっておられるでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 今の改正は、あくまでも特別ということで暫定的ということでありま。その意味合いは、今は民間の方が大変厳しい状況にある。そして民間の夏場に支給する手当がこれぐらい減るということで同様の提案を申し上げているわけですけども、先ほど議員からお話がありましたように、逆に経済の状況が良くなって挽回したとなりますとこの暫定の中の意味合いは、逆に挽回させるという意味合いも入っているということでありま。

それと一つ、逆にもっと今度はもっともっと悪くなって、もしかして12月もまた下げなきゃならないという部分も含まれておりますので、これは12月分につきましては今後のことでありますので、予想は申し上げられませんがちょっと今のところはつかみにくい状況だということしか言えないところです。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第60号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。

職員の給与や手当などの金額は、生活保護の基準額を考えるための数字に使われたり、民間企業の給料に影響いたします。期末手当や勤勉手当の引き下げは、労働者全体に影響を与えます。

国の予算の使い方にかかわる問題ではありますが、公務員の給与を引き上げることで最低賃金の底上げを図るきっかけにすることもできます。

不況を克服するためにも、個々の購買力を拡大することで乗り切ることができるのではないのでしょうか。手当等の引き下げは、ますます不況を深めるばかりです。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第7、議案第61号、財産の取得について（学校給食配送用自動車4台）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） ご説明を申し上げます。

議案第61号、財産の取得についてでございますが、学校給食配送用自動車4台の購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

6ページをお開きください。物品の表示でございますが、品名、学校給食配送用自動車4台。納入場所、南部町立学校給食センター。売買代金2,174万397円、消費税込みでございます。契約の相手方、三戸町大字同心町字古間木平24－8、株式会社東自動車商会代表取締役、東寿治。

この自動車4台につきましては、小型トラックの範疇に入る3トン車クラスのトラックでございまして、うち、3台につきましては四輪駆動車でございます。残り1台につきましては、二輪駆動車でございますが、四輪駆動車に比べ、荷台が大きくなっている車輛でございます。

売買代金につきましては、予定価格が2,658万4,000円でございます。落札額が税抜きで2,070万5,140円でございます。落札率は77.89%となっております。

納入期限は、平成21年8月18日まで納車というふうになってございまして、夏休み明けからの使用となるものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 今、車等の説明がありましたが、これは2回目の入札で議案が上がられたものと思いますが、1回目の入札はどのようなことで成立しなかったのでしょうか。その時に

参加した会社も、今回入札に参加されているのでしょうか。そして、入開札一覧表は手元にありますが、入札状況をお聞きいたします。これは指名競争入札でしょうか。一般競争入札でしょうか。会社名と入札額、落札率は先ほどお聞きしましたが、もう一度お願いします。予定価格についても今一度お聞きするものであります。まず一たん、一点目の質問といたします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 今回は二回目の入札ということでございますが、前回は臨時議会の前に議案の取り下げにつきましては、議会前に議員の皆様方に簡単にご説明した経緯はあるというふうに思っております。もう少し詳しく申し上げますと、その車輛の仕様書に関しまして先ほど申し上げましたように、二種類の車、3トン車クラスでございましたけどもその仕様書に関しまして、一種類につきましては、そのメーカーに関しては、「大丈夫ですよ。」と。でももう一つの方に関しては「やっぱり仕様書に合致しない。」ということが各メーカーにございまして、やはり仕様書、とりわけ排気量とか馬力、及び給食車が給食センターに取り付いてコンテナをトラックに搬入する場合の高さと申しますか、それにつきまして微妙な差異がございまして、その車輛に関しまして、やはり仕様書が少し数字の範囲が狭かったものでございますから辞退が相次いだという経緯がございました。

今回につきましては、その仕様書を許容範囲を広くしまして、排気量、馬力及び高さと申しますか、地面から搬入する高さまでを少し許容範囲を広くして二回目の入札を施行したということでございます。

指名業者につきましては、前回と同じでございます。指名競争入札でございました。内容的に申しますと6社の指名をいたしましたが、2社に関しましては車輛等が直接生産している会社じゃない場合もあったのかなと。辞退の内容につきましては、私も詳しくは聞かないわけでございますが2社が辞退と、1社につきましては当日入札書を持参できなかったということで、当日失格ということで3社入札で落札となったものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 入開札の説明はいかがですか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 入札の状況でございますが、株式会社東自動車商会につきましては、先ほど落札した業者でございますので、2,070万5,140円。有限会社澤田自動車につきましては2,171万8,520円。青森トヨペット株式会社三戸店につきましては、2,112万8,154円となっております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 辞退とか失格があって実質3社だけの入札というのは、指名競争の条件に当てはまらないと思いますが、初め6社を指名されて辞退が2社も出るということでは補充されとか、指名された会社がもう少し声をかけられるなど最低6社とか10社で入札を行うべきものじゃないのでしょうか。この点は、どのようなことだったのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 入札に関しましては、5社以上望ましいということでございますが、入札に関しまして基本的には2社以上であれば入札できるということがございまして、今回は6社指名で辞退が2社ございましたが、3社入札されましたので何ら問題はないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第61号、財産の取得についての討論を行います。

内容的には大変うれしい事業ではあります。子供達も学校給食の充実また、親も願っていると

ころであります。入札状況など3社での入札ということに対しては、納得できるものではありません。その入札のやり方一点に対して反対するものであります。

以上、反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第22回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日提出いたしました議案につきましては、慎重審議の上、原案のとおりご議決を賜り、衷心より御礼を申し上げます。

さて、町内を見渡しますと、果樹の開花が終わり、畑作物の植え付けや田植えなど、農作業の繁忙期を迎えており、秋の収穫が期待されるところであります。

また、連休中には南部町春まつりが開催されました。来週には長谷ぼたん園が開園します。これから、町内での年中行事や各種イベントが開催されるなど楽しい季節を迎えますが、冒頭で

も触れました新型インフルエンザの脅威や世界的な経済危機など、行政として喫緊に対応していかなければならない課題も山積しております。

来月上旬には6月定例会の開催を予定しておりますが、国の経済危機対策に関連し、町としても最終のプレミアム商品券第3弾の発行を始め、緊急雇用対策臨時交付金事業や地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業等、景気対策関連経費を計上できるよう作業を進めているところでありますので、議員各位の更なるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、本臨時会閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） これで第22回南部町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時43分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義弘

署名議員 河門前 正彦

署名議員 川井 健雄